

横浜弁護士会所属の弁護士による

原発事故損害賠償説明会

平成24年11月10日(土)

午前10時30分から(開場:午前10時)

原発事故により被害に遭われた皆様にお見舞い申し上げます。

今回の説明会は、『東京電力の公表した不動産、財物賠償等の内容と問題点及び包括請求方式の賠償について』というテーマで開催いたします。また、和解仲介手続き(ADR)の最新情報もお知らせいたします。

説明会終了後には個別の法律相談をお受けいたしますので、是非ご参加ください。

会場は、横浜市中区の弁護士会館での説明会を県内2ヶ所でテレビ中継し、法律相談会は各会場で開催いたしますので、裏面の地図を参考に、お近くの各会場にご参加ください。

なお、説明会の案内は、横浜弁護士会ホームページ及び携帯サイトでもご覧いただけます。



場所 県内3ヶ所で同時開催いたします。

	最寄駅からのご案内	定員	受付方法
①横浜弁護士会館	JR関内駅 南口より徒歩10分	120名	予約不要。小さなお子様と一緒に参加できる会場の用意がございます。
	市営地下鉄関内駅 1番出口より徒歩10分		
	みなとみらい線 日本大通り駅 1番出口より徒歩1分		
②横浜弁護士会相模原支部会館	JR横浜線相模原駅 JR相模原駅からバス(1、2番)市役所前下車、徒歩3分	30名	申し込み制(テレビ上映)
③横浜弁護士会県西支部会館	JR小田原駅 徒歩10分	20名	申し込み制(テレビ上映)

※②③の会場は、事前申し込み制となります。参加希望の場合は、裏面のご希望の会場に直接お申し込み下さい。ご希望の会場・お名前・ご連絡先電話番号・参加人数をお伺いいたします。

お問い合わせ・予約受付は、いずれも平日、午前10時～午後5時までとなります。

※定員を超えた場合は、ご入場いただけない場合がございますのでご了承ください。



横浜弁護士会ホームページ

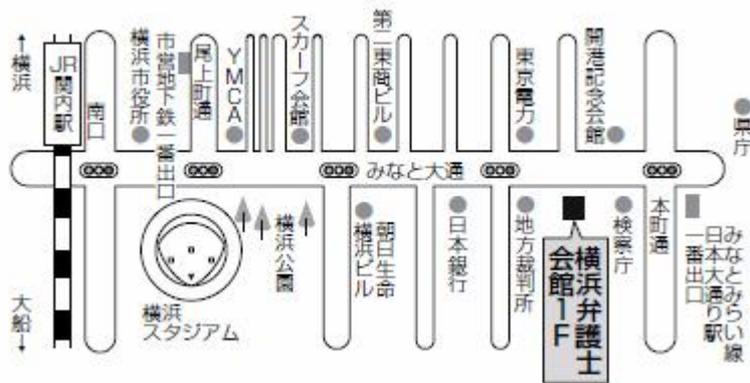
公式ツイッターをご覧ください。

11/10 原発事故損害賠償説明会 会場のご案内



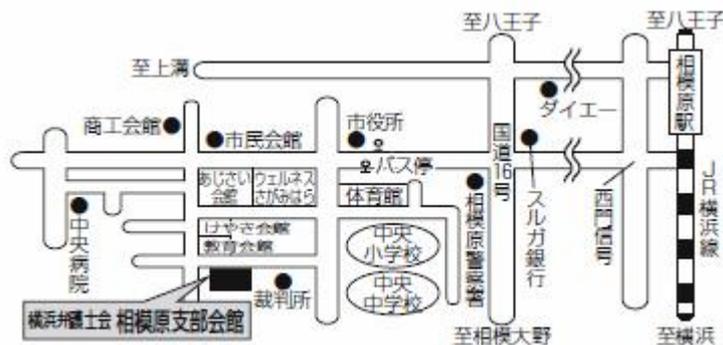
①関内会場（横浜弁護士会館）

電話045-211-7711



②相模原会場（横浜弁護士会相模原支部会館）

電話042-751-0958



要予約

③小田原会場（横浜弁護士会県西支部会館）

電話0465-22-5671



要予約